報告書　社会思想史学会　セッションH　　　　　　　　　　2020／10／25

**現代デモクラシー論の最前線 ――松尾隆佑『ポスト政治の政治理論』を読む**

本セッションは、既存の領域区分を超えてあらゆる集団・社会関係に適用されうる社会構成原理としてのデモクラシーに関する一貫したモデルの構築をめざした、きわめて壮大で野心的な研究である松尾隆佑『ポスト政治の政治理論』（法政大学出版局、2019年）を手がかりに、ステークホルダー・デモクラシー論をキーとしつつ、現代デモクラシー論の諸相の検討を行った。当日はZOOMを使用したオンライン開催となったが、36名の参加者に恵まれて活発な議論が行われた。

登壇者は以下の通りである（敬称略）。

報告者　齋藤純一（早稲田大学）

福原正人（高崎経済大）

宮井健志（日本国際問題研究所）

討論者　松尾隆祐（宮崎大学）

司会　　山崎望（駒澤大）

世話人　五野井郁夫（高千穂大）、田村哲樹（名古屋大）、山崎望（駒澤大）

　第一の報告者である齋藤純一会員は、『ポスト政治の政治理論』を、被影響利害原理（affected-interest principle）に立脚して、多元的な政治社会における多元的な公共権力に対する、多元的な民主的統御を通じた諸個人の「自律」の擁護を、ステークホルダー・デモクラシー論を練り上げることで論じている著作と評価した。

　その上で（１）「市民」＝法的デモスと「ステークホルダー」＝機能的デモスの関係について（２）法的デモスと機能的デモスにとっての政治的平等について（３）功利主義の理解について（４）熟議における「公共的理由」と「私的理由」について、（５）多元的な「公共権力」に対する「民主的統御」について、すなわちステークホルダーコミュニティに所属する人々には多大な負荷がかかるリスクがあり、むしろ「市民」＝法的デモスを軸とした制御の方が過大な負担の回避や法による実効的な制御可能性という点で長所がある可能性について、（６）宗教共同体を念頭に、価値共同体に対する民主的統御の在り方ついて質問が提示された。

第二の報告者である福原正人会員は、『ポスト政治の政治理論』を、政治的決定の多元化により、個人の自律性への恣意的な決定による正統性の欠損という状況が露呈した現状に対し、正統性の在り方や適用範囲を再編する必要性を考察した著作として位置づけた。

　その上で、松尾が論じるステークホルダー・デモクラシー論について、デモクラシーの駆動因、正統性の在り方、適用範囲の観点から整理した上で、二つの論点を提起した。第一の論点は「市民（ステータス）」とステークホルダーの平等について、二つの平等（①利害関心の有無や強弱とは関係なく市民として保障される平等と、②利害関心の有無や強弱に照らして保障される平等）の解釈が混在している可能性を、第二の論点として将来世代が配慮されているのか、という論点である。

第三の報告者である宮井健志会員は、本書が学問と実践を架橋することに成功した稀有な業績であると高く評価した上で、（１）影響を受ける者が決定すべきなのか（２）被影響利害原理が、法的デモス、すなわち国家ないし自治体で公式に参政権をもつ人びとの範囲について持つ含意について（３）機能不全を起こしている、領域的管轄による議会や政府の必要性、もしくは非領域的な機能的デモスによる統治による代替可能性について（４）ステークホルダーとして同定されることで、人々は決定に伴う負担や責任をどう負うことになるのか。つまりステークホルダー・デモクラシー論においては、決定が多元化することで、責任回避による無責任の体系に陥ることはないのか、世代や領域を横断する責任はどう引き継がれていくのか、という論点が提示された。

　これらの報告者からの質問に対して、松尾会員（宮崎大）からは、まず『ポスト政治の政治理論』が、民主主義が多様な場面での適用が可能であり、また適用すべきであることを示す共通性を志向した書であること。ゆえに一見異質に思われる点を結びつけている点に本書の意義があること（他の結び付け方もあり得ること）が示された。

　その上で、福原会員の第一の論点、（これは齋藤会員の第一の論点とも重なる）すなわち「市民（ステータス）」とステークホルダーの平等の関係について、両者は特殊と一般の関係があり、共通部分のステークを尊重し合う政治的相互承認かステータスが形成される、との説明がなされた。また第二の論点である将来世代への配慮については、本書では配慮しようとする場合には選択可能な手段を示したのであり、遠い将来世代の利害関心を独立に考慮すべきか、は疑問である、という見解が示された。ただ薄く広いステークホルダーの延長として遠い将来世代を考慮する可能性も言及された。

　次に齋藤会員の第二論点（第一論点は福原委員の論点と重複）である政治的平等の維持については、政治的平等の維持を動機づける規範理論に貢献可能であるとした上で、政治的平等を損なわない範囲での経済的格差は文脈に依存する、と回答した。第三の論点の功利主義については、功利主義に依拠した議論ではないことが説明された、第四の論点の私的理由と公共的理由の緊張については、緊張は当然想定されること、そして利害関心に応じた発言力配分の可能性に言及した。第五の論点である市民への過剰な負担のリスクと民主的統御の実効性については、参加の権利は強く擁護されるものの、行使しない選択肢もあること。また多元的な公共権力は特定の回路に依存せず、多元的な方法でしか制御できないとの返答がなされた。最後の論点である宗教を念頭においた、包括的強制の共同体への介入については個人の自律性に照準をあてた議論の展開の必要性が示された。

　最後に宮井会員への応答がなされた。第一の論点である、影響を受ける者が決定すべきか、という論点に対しては、集合的自己決定をなす集合的主体（デモス）に包摂されるか。が最大のポイントであり、例えば企業の戦略を決める主体に消費者代表も含める、という主張も十分にあり得る、との返答がなされた。第二の論点である「被影響利害原理」とステークホルダー・シティズンシップの関係性については、「影響」の解釈に依存するものであり、コミットメントを利害関心の一種として重視する法的デモス確定があり得る、と返答がなされた。第三の論点である領域主権国家の位置づけに対しては、地域的な管轄や調整の機能は必要であるとしつつも、機能が代替されうるのなら、旧来の主権国家秩序に固執する理由がない、という事が論じられた。第四の論点である、決定に伴う責任の安定性への疑義に対しては、従来の秩序でも問題は動揺であり、むしろ権力を行使し得る主体と、その影響を受け得る主体のズレかなくすことが、適正な責任を引き受けさせることにつながる、との返答がなされた。ゆえに権力の不確実な影響に沿って応答すべき範囲が流動することは問題ではない、と説明がなされた。

　その後、報告者と松尾会員の間でより詳細な意図や背景の説明がなされた後、フロアの田畑真一会員（日本学術大学特別研究員、ゲーテ大）からステークホルダー・デモクラシー論が、ケイパビリティへどの程度関与するのか、また手厚い保障があるのなら、その上でなされる「残余」としての政策にのみ関わるのか、という質問がなされた。松尾は専門家の役割について言及しながら、後者の立場に近いという返答を行った。また世話人である田村哲樹会員（名古屋大）からは、「民主主義が多様な場面での適用が可能であり、また適用すべきであることを示す共通性を志向した書である」という松尾会員への共感と、それを踏まえた上での内在的な問題点をめぐる議論の意義へのコメントがあった。いくつかの質問については時間の制約もあり取り上げることが叶わず、討論者との個別の連絡に委ねる形で、終了となったが、全体としては松尾会員の『ポスト政治の政治理論』について、問題意識が共有された上での、より内在的な議論が行われた点で、所期の目的の一定部分は達成されたように思われる。司会の不手際もあり、他の現代デモクラシー論－熟議民主主義論やロトクラシ―論、ポピュリズム論など‐との関係まで議論が及ばなかった点は今後、各会員間で活発な議論が行われることを願うばかりである。

　最後に司会からの雑感を記したい。このセッションの一日前に、司会者は日本国際政治学会に参加していたが、共通論題で「『主権』をめぐる攻防」と題された議論がなされていた。議論では、グローバル化に代わって、国家や主権への関心が高まっていることが強く印象づけられた。多元化する権力に対する多元的な民主的制御の構想を打ち出した松尾会員の著作をめぐる議論が、こうした主権や国家権力に着目する議論との関係でどのように位置けられるのか、その一端は各報告者に共通ともいえる、法的デモス（「市民」）と機能的デモス（「ステークホルダー」）の関係をめぐる形で議論されたが、さらなる議論の展開が望ましいと考える。本セッションを一つのきっかけに、多方面に広がる数々の現代デモクラシ―論・間の関係についての議論が深まることを期待する。